

「牧之原市市内立地工場等事業継続強化事業費補助金」を延長します！

事業継続計画（BCP）等に基づき、静岡県第4次地震被害想定において被害が想定される区域に立地する工場等を、市内の区域外へ移転または分散する企業の用地取得費と新規雇用に対して、県と連携して最大2億円補助をします！

対象業種	製造業、輸送業、研究所等		
交付対象	用地取得費、従業員の新規雇用に対する経費		
交付条件	用地取得面積が1,000㎡以上であること 工場等の建物の新設または機械設備の購入をし、業務を開始すること 用地取得日から2年以内に操業すること（市長が特に認める場合は延長可能） 業務を開始するときに県内の従業員の人数が減少しないこと		
適用条件	工場	・ 用地取得面積1,000㎡以上	
	物流施設	・ 用地取得面積1,000㎡以上 ・ 流通加工用設備等の新規設置	
	研究所等 ソフトウェア業	・ 研究・開発面積200㎡以上	
補助率等	用地の取得に対する経費	・ 土地取得費の20%以内	限度額 2億
	従業員の新規雇用に対する経費	・ 50万円以内/人（週の勤務時間が30時間以上の者）	
その他	事業継続計画（BCP）に基づく移転等は1企業複数回適用可 事業継続計画（BCP）がない場合は全面的な移転のみを対象とし1企業1回限り適用		

事業継続計画（BCP）とは、静岡県が作成した静岡県事業継続計画モデルプラン（第一版）のBCP作成・運用状況の自己診断チェックリスト又は静岡県事業継続計画モデルプラン（第三版）の自己評価チェックリストの必須項目を満たすものをいう。

- ア 静岡県が公表した静岡県事業継続計画モデルプランに準拠して作成したものであること
- イ 中小企業庁が公表した中小企業BCP策定運用指針に準拠して作成したものであること
- ウ 特定非営利活動法人事業継続推進機構が公表した中小企業BCPステップアップガイドに準拠して作成したものであること
- エ 内閣府が公表した事業継続ガイドラインに準拠して作成したものであること

お問合せ先： 牧之原市役所 企業立地推進課
 TEL: 0548-53-2624 FAX: 0548-52-3772
 Email: kisui@city.makinohara.shizuoka.jp

※設備投資に対する補助については、静岡県の補助金をご利用できる場合があります。県の補助制度についての詳細は静岡県企業立地推進課（連絡先：TEL054-221-3262）へご相談ください。